

議案第二一号

三朝町森林調査會条例制定に於て
地方自治法第百三十八条の四第ニ項の規定に基き三朝町森林調査會条例を次の
よりに定むんとす

昭和二十九年一月二十一日提出

三朝町長

坂出 雅

昭和二十九年一月

二十日 議決

三朝町議会議長

天野 康



三朝町森林調査會條例

(目的)

第一條 本町に於ける森林の重大性に鑑み、これに保護培養と森林生産力の増進を
図り以て郷土の保全と町民生活の発展に資するを以て、必要事項を調査研究す
る目的を以て三朝町森林調査會以下調査會といふを設ける。

(任務)

第二條 調査會は前条の目的を達成するを以て森林に關する重要事項について町民
の諮詢に応じ且つ調査研究の結果を報告する。

(組織)

第三條 調査會は次の委員及び顧問を以つて組織する。

- 一 学識経験を有するもの 若干名
- 二 県その他関係行政機関の職員 若干名
- 三 顧問 二人

(委員の選任及任期)

第四條 委員及び顧問は町長が委嘱する。

2 委員の任期は三ヶ月とする。

3 委員は非常勤とする。

(會長)

第五條 調査會の會長は前条の委員が選任する。
2 會長は會務を總理し調査を代表する。

3 会長は事故あるときは委員の互選した者がその職務を代行する
(會議)

第6条 調査會の會議は會長がこれを招集し、會長が議長となる。

2 會議は委員の過半数出席するを原則とする。但し會長において必要がある
と認められる場合はこの限りでない。

(幹事)

第7条 調査會の幹事若干名を置く。

2 幹事は會長の命を受け調査會の事務を担当。

3 幹事は所屬長の承認を得て會長が任命する。

(寺務所)

第8条 調査會の寺務所は三朝町牧場内に置く。

(雜則)

第9条 この条例に定めるものの外調査會の運営に關し必要な事項は規則でこれを定める。

附 則

この条例は公布の日より施行する。